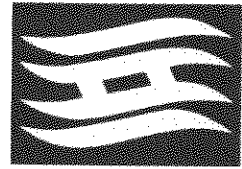


兵庫県公報

平成29年11月28日 火曜日 第 2956 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	1
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	2
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
○ 平成21年兵庫県告示第301号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	3
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	3
○ 道路の位置指定の取消し（建築指導課）	5

公 告

○ 平成29年度兵庫県スポーツ賞表彰（芸術文化課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 平成29年度兵庫県文化賞表彰（同）	6
○ 平成29年度兵庫県科学賞表彰（同）	7
○ 平成29年度兵庫県スポーツ賞表彰（同）	7
○ 平成29年度兵庫県社会賞表彰（同）	8
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	9
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	10
○ 同 上（同）	15
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	19
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	20
○ 同 上（同）	20

選挙管理委員会告示

○ 政治資金規正法に基づく政治団体の解散に係る収支報告書の要旨	21
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	21

告 示

兵庫県告示第1014号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
キッコーマン食品株式会社高砂工場
高砂市荒井町新浜1-1-1
高砂工場長 本庄 幸保
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
キッコーマン食品株式会社高砂工場

害ボランティア活動の推進に尽力するとともに豊富な知見を生かし本県教育行政の推進に貢献するなど豊かな地域社会づくりに尽くした。

~~~~~

#### 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井戸 敏三

#### 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                   | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------------|-------------------|---------------------|
| 井上(2)Ⅰ<br>(138000229) | 赤穂郡上郡町井上（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

#### 2 指定の案の閲覧期間

平成29年12月6日（水）から同月20日（水）まで

#### 3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場

#### 4 意見書に関する事項

##### (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

##### (2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課  
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

##### (3) 提出期限

平成29年12月20日（水）まで（当日消印有効）

##### (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月19日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第967号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 改正しようとする区域の案

庵ノ下Ⅱ（130000172）の項中別図280を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成29年12月7日（木）から同月21日（木）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所及び猪名川町まちづくり部建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課
〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

平成29年12月21日（木）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月19日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成23年兵庫県告示第36号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井戸 敏 三

## 1 改正しようとする区域の案

小野豆(1)Ⅱ(138000092)の項中別図2、正福寺Ⅱ(138000119)の項中別図29、井上Ⅰ(138000151)の項中別図61、飯坂(2)Ⅰ(138000160)の項中別図70、中庄川Ⅰ(238000049)の項中別図141を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

## 2 改正の案の閲覧期間

平成29年12月6日（水）から同月20日（水）まで

## 3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課  
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

## (3) 提出期限

平成29年12月20日（水）まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月19日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
笹尾Ⅰ (130000089)	川辺郡猪名川町笹尾(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
へいそへⅠ (130000090)	川辺郡猪名川町笹尾(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
尼岡ノ下Ⅰ (130000091)	川辺郡猪名川町笹尾(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
林田家廻Ⅰ (130000092)	川辺郡猪名川町林田(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
林田下川Ⅰ (130000093)	川辺郡猪名川町林田(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
木津(2)Ⅰ (130000095)	川辺郡猪名川町木津(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
木津(3)Ⅰ (130000096)	川辺郡猪名川町木津(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
木津(1)Ⅰ (130000097)	川辺郡猪名川町木津(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
神前Ⅰ (130000098)	川辺郡猪名川町万善(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
万善北殿Ⅰ (130000099)	川辺郡猪名川町万善(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
槻並田畑Ⅰ (130000101)	川辺郡猪名川町槻並(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
笹尾東田Ⅱ (130000104)	川辺郡猪名川町笹尾(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
林田池尻Ⅱ (130000105)	川辺郡猪名川町林田(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
林田東良Ⅱ (130000106)	川辺郡猪名川町朽原(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
田中廻Ⅱ (130000107)	川辺郡猪名川町朽原(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
朽原Ⅱ (130000108)	川辺郡猪名川町朽原(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
風呂尻Ⅱ (130000109)	川辺郡猪名川町木津(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
鳴海Ⅱ (130000110)	川辺郡猪名川町木津(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

木津川向Ⅱ (130000111)	川辺郡猪名川町木津(別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
対津Ⅱ (130000112)	川辺郡猪名川町万善(別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
加味垣内Ⅱ (130000113)	川辺郡猪名川町槻並(別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
南アジャリⅡ (130000114)	川辺郡猪名川町万善(別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
北田原岩屋Ⅱ (130000115)	川辺郡猪名川町万善(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
清沢Ⅱ (130000116)	川辺郡猪名川町槻並(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
大仁部Ⅱ (130000117)	川辺郡猪名川町槻並(別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
間明田(2)Ⅱ (130000118)	川辺郡猪名川町槻並(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
槻並北垣内Ⅱ (130000120)	川辺郡猪名川町槻並(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
大海Ⅱ (130000121)	川辺郡猪名川町槻並(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
久保ノ奥Ⅱ (130000122)	川辺郡猪名川町槻並(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
前久保Ⅱ (130000123)	川辺郡猪名川町槻並(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
田中垣内(1)Ⅱ (130000124)	川辺郡猪名川町槻並(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
田中垣内(2)Ⅱ (130000125)	川辺郡猪名川町槻並(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
槻並宮ノ前Ⅱ (130000126)	川辺郡猪名川町槻並(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
槻並宮ノ森Ⅱ (130000127)	川辺郡猪名川町槻並(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
槻並横尾Ⅱ (130000128)	川辺郡猪名川町槻並(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
笹尾黒添エⅢ (130000129)	川辺郡猪名川町笹尾(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
朽原東山Ⅲ (130000130)	川辺郡猪名川町朽原(別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
島向Ⅲ (130000131)	川辺郡猪名川町木津(別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

南アジャリ(2)Ⅲ (130000132)	川辺郡猪名川町万善(別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
南アジャリ(1)Ⅲ (130000133)	川辺郡猪名川町万善(別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
間明田Ⅲ (130000134)	川辺郡猪名川町槻並(別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
広代(1)Ⅲ (130000135)	川辺郡猪名川町槻並(別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
広代(2)Ⅲ (130000136)	川辺郡猪名川町槻並(別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
槻並北垣内(1)Ⅲ (130000137)	川辺郡猪名川町槻並(別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
槻並北垣内(2)Ⅲ (130000138)	川辺郡猪名川町槻並(別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
槻並宮ノ前Ⅲ (130000139)	川辺郡猪名川町槻並(別図46 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
槻並宮ノ森(1)Ⅲ (130000140)	川辺郡猪名川町槻並(別図47 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
槻並宮ノ森(2)Ⅲ (130000141)	川辺郡猪名川町槻並(別図48 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
寺下Ⅰ (130000169)	川辺郡猪名川町民田(別図49 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
下阿古谷向山Ⅰ (130000170)	川辺郡猪名川町下阿古谷(別 図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
上阿古谷奥西Ⅱ (130000171)	川辺郡猪名川町上阿古谷(別 図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
庵ノ下Ⅱ (130000172)	川辺郡猪名川町上阿古谷(別 図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
越中垣内Ⅱ (130000173)	川辺郡猪名川町上阿古谷(別 図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
畑ヶ芝Ⅱ (130000175)	川辺郡猪名川町上阿古谷(別 図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
能勢谷Ⅱ (130000176)	川辺郡猪名川町上阿古谷(別 図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
畑ヶ前Ⅱ (130000177)	川辺郡猪名川町上阿古谷(別 図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
一反田(1)Ⅱ (130000178)	川辺郡猪名川町民田(別図57 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
一反田(2)Ⅱ (130000179)	川辺郡猪名川町民田(別図58 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり

松ヶ谷Ⅱ (130000180)	川辺郡猪名川町民田（別図59のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
南前田(1)Ⅱ (130000181)	川辺郡猪名川町下阿古谷（別図60のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
南前田(2)Ⅱ (130000182)	川辺郡猪名川町下阿古谷（別図61のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
南前田(3)Ⅱ (130000183)	川辺郡猪名川町下阿古谷（別図62のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
黒末Ⅱ (130000184)	川辺郡猪名川町下阿古谷（別図63のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
岩鼻Ⅱ (130000185)	川辺郡猪名川町下阿古谷（別図64のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
明神ヶ谷口Ⅱ (130000186)	川辺郡猪名川町下阿古谷（別図65のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
清水垣内Ⅲ (130000187)	川辺郡猪名川町上阿古谷（別図66のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
寺垣内Ⅲ (130000188)	川辺郡猪名川町上阿古谷（別図67のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
田ヶ谷Ⅲ (130000189)	川辺郡猪名川町上阿古谷（別図68のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
畑ヶ前(1)Ⅲ (130000190)	川辺郡猪名川町上阿古谷（別図69のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
一反田Ⅲ (130000192)	川辺郡猪名川町民田（別図70のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
松ヶ谷Ⅲ (130000193)	川辺郡猪名川町民田（別図71のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
畑ヶ芝Ⅲ (130000194)	川辺郡猪名川町上阿古谷（別図72のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
南前田Ⅲ (130000195)	川辺郡猪名川町下阿古谷（別図73のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
天理上谷川Ⅰ (230000079)	川辺郡猪名川町笹尾（別図74のとおり）	土石流	別図74のとおり
朽原谷Ⅰ (230000084)	川辺郡猪名川町朽原（別図75のとおり）	土石流	別図75のとおり
万善谷Ⅰ (230000089)	川辺郡猪名川町万善（別図76のとおり）	土石流	別図76のとおり
槻並川支川ⅠⅠ (230000091)	川辺郡猪名川町槻並（別図77のとおり）	土石流	別図77のとおり
下阿古谷ⅡⅡ (230000116)	川辺郡猪名川町下阿古谷（別図78のとおり）	土石流	別図78のとおり

下阿古谷 3 II (230000117)	川辺郡猪名川町下阿古谷 (別図79のとおり)	土石流	別図79のとおり
下阿古谷 6 II (230000120)	川辺郡猪名川町紫合 (別図80のとおり)	土石流	別図80のとおり
山田谷 1 II (230000121)	川辺郡猪名川町紫合 (別図81のとおり)	土石流	別図81のとおり
民田谷 1 II (230000124)	川辺郡猪名川町民田 (別図82のとおり)	土石流	別図82のとおり

(別図 1 から別図82までは省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年12月7日(木)から同月21日(木)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所及び猪名川町まちづくり部建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

平成29年12月21日(木)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月19日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東町(2) I (138000085)	赤穂郡上郡町上郡 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
東町(1) I (138000086)	赤穂郡上郡町上郡 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
上郡 I (138000087)	赤穂郡上郡町上郡 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

東町(1)Ⅱ (138000088)	赤穂郡上郡町上郡(別図4の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
甲(2)Ⅱ (138000090)	赤穂郡上郡町奥(別図5の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
小野豆Ⅰ (138000091)	赤穂郡上郡町小野豆(別図6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
小野豆(1)Ⅱ (138000092)	赤穂郡上郡町小野豆(別図7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
小野豆(2)Ⅱ (138000093)	赤穂郡上郡町小野豆(別図8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
小野豆(3)Ⅱ (138000094)	赤穂郡上郡町小野豆(別図9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
小野豆Ⅲ (138000095)	赤穂郡上郡町小野豆(別図10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
佐用谷Ⅱ (138000096)	赤穂郡上郡町佐用谷(別図11 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
佐用谷(2)Ⅲ (138000097)	赤穂郡上郡町佐用谷(別図12 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
佐用谷(3)Ⅲ (138000098)	赤穂郡上郡町奥(別図13の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
宇野山下Ⅰ (138000099)	赤穂郡上郡町宇野山(別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
宇野山下(1)Ⅱ (138000100)	赤穂郡上郡町宇野山(別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
宇野山下(2)Ⅱ (138000101)	赤穂郡上郡町宇野山(別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
宇野山(1)Ⅲ (138000103)	赤穂郡上郡町宇野山(別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
休治Ⅲ (138000104)	赤穂郡上郡町休治(別図18の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
高田台(5)Ⅰ (138000109)	赤穂郡上郡町高田台4丁目 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
谷Ⅰ (138000110)	赤穂郡上郡町与井(別図20の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
谷Ⅱ (138000111)	赤穂郡上郡町与井(別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
寺前(1)Ⅱ (138000112)	赤穂郡上郡町与井(別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
寺前(2)Ⅱ (138000113)	赤穂郡上郡町与井(別図23の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

西脇Ⅱ (138000114)	赤穂郡上郡町与井(別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
中山(1)Ⅱ (138000115)	赤穂郡上郡町中野(別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
西野山Ⅲ (138000117)	赤穂郡上郡町西野山(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
正福寺Ⅰ (138000118)	赤穂郡上郡町正福寺(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
正福寺Ⅱ (138000119)	赤穂郡上郡町正福寺(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
西野山Ⅱ (138000121)	赤穂郡上郡町釜島(別図29の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
井上Ⅰ (138000151)	赤穂郡上郡町井上(別図30の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
井上Ⅲ (138000153)	赤穂郡上郡町井上(別図31の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
丹東(1)Ⅰ (138000155)	赤穂郡上郡町山野里(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
丹東(2)Ⅰ (138000156)	赤穂郡上郡町山野里(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
西田Ⅰ (138000157)	赤穂郡上郡町山野里(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
丹東(3)Ⅰ (138000158)	赤穂郡上郡町山野里(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
大酒Ⅰ (138000159)	赤穂郡上郡町山野里(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
飯坂(2)Ⅰ (138000160)	赤穂郡上郡町山野里(別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
羽山Ⅱ (138000162)	赤穂郡上郡町山野里(別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
大酒Ⅱ (138000163)	赤穂郡上郡町山野里(別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
平野Ⅲ (138000166)	赤穂郡上郡町山野里(別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
木ノ目(1)Ⅲ (138000167)	赤穂郡上郡町山野里(別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
木ノ目(2)Ⅲ (138000168)	赤穂郡上郡町山野里(別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
大酒(1)Ⅲ (138000169)	赤穂郡上郡町山野里(別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり

大酒(2)Ⅲ (138000170)	赤穂郡上郡町山野里(別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
山田Ⅰ (138000171)	赤穂郡上郡町竹万(別図45の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
山田Ⅱ (138000172)	赤穂郡上郡町竹万(別図46の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
山田Ⅲ (138000173)	赤穂郡上郡町竹万(別図47の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
宿東Ⅲ (138000174)	赤穂郡上郡町竹万(別図48の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
東町ⅠⅠ (238000037)	赤穂郡上郡町上郡(別図49の とおり)	土石流	別図49のとおり
東町Ⅱ (238000039)	赤穂郡上郡町上郡(別図50の とおり)	土石流	別図50のとおり
杓谷川Ⅰ (238000041)	赤穂郡上郡町奥(別図51のと おり)	土石流	別図51のとおり
小野豆川Ⅰ (238000042)	赤穂郡上郡町小野豆(別図52 のとおり)	土石流	別図52のとおり
小野豆Ⅰ (238000043)	赤穂郡上郡町小野豆(別図53 のとおり)	土石流	別図53のとおり
奥休治川Ⅰ (238000048)	赤穂郡上郡町休治(別図54の とおり)	土石流	別図54のとおり
中庄川Ⅰ (238000049)	赤穂郡上郡町休治(別図55の とおり)	土石流	別図55のとおり
板屋谷ⅡⅠ (238000052)	赤穂郡上郡町中野(別図56の とおり)	土石流	別図56のとおり
高田台Ⅰ (238000054)	赤穂郡上郡町高田台1丁目 (別図57のとおり)	土石流	別図57のとおり
正福寺ⅡⅠ (238000056)	赤穂郡上郡町正福寺(別図58 のとおり)	土石流	別図58のとおり
釜島Ⅰ (238000057)	赤穂郡上郡町釜島(別図59の とおり)	土石流	別図59のとおり
山野里川Ⅰ (238000071)	赤穂郡上郡町山野里(別図60 のとおり)	土石流	別図60のとおり
宮ノ谷川Ⅰ (238000074)	赤穂郡上郡町山野里(別図61 のとおり)	土石流	別図61のとおり
山田Ⅱ (238000081)	赤穂郡上郡町竹万(別図62の とおり)	土石流	別図62のとおり

(別図1から別図62までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年12月6日(水)から同月20日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

平成29年12月20日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月19日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~

**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）万代仁川店

所在地 宝塚市仁川北一丁目46番1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社万代

住所 大阪市生野区小路東三丁目10番13号

代表者の氏名 阿 部 秀 行

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|        |                    |         |
|--------|--------------------|---------|
| 名称     | 住所                 | 代表者の氏名  |
| 株式会社万代 | 大阪市生野区小路東三丁目10番13号 | 阿 部 秀 行 |

外未定1者

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年7月8日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,233平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の収容台数

82台

## (2) 駐輪場の収容台数

112台

## (3) 荷さばき施設の面積

125平方メートル

## (4) 廃棄物等の保管施設の容量

43.4立方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前7時